

第 3 0 回 定 例 総 会  
議 事 録

期 日

令和 2 年 1 月 1 5 日 開 会

令和 2 年 1 月 1 5 日 閉 会

米 沢 市 農 業 委 員 会

令和2年1月15日(水)午前9時30分 米沢市農業委員会第30回定例総会を米沢市役所庁議室に招集した。

出席委員(19名)

1番 伊藤精司 委員	8番 佐久間英之 委員	15番 大橋久芳 委員
2番 小関善隆 委員	9番 上村貞義 委員	16番 山王堂民榮 委員
3番 江口益美 委員	10番 古畑功一 委員	17番 大野澤進 委員
4番 遠藤伊一 委員	11番 高橋秀治 委員	18番 鈴木晃子 委員
5番 樋渡由美 委員	12番 菅野英一郎 委員	19番 田代昇一 委員
6番 二宮啓一 委員	13番 我彦正福 委員	
7番 高橋信夫 委員	14番 高橋祐弘 委員	

欠席通告委員(なし)

遅刻通告委員(なし)

農業委員以外の出席者(なし)

会議に出席した事務局職員(7名)

事務局 長	宍戸 徹朗
事務局 長 補 佐 兼 農 政 振 興 主 査	目崎 秀也
農 地 主 査	相田 悦志
主 査	永峯 明美
主 査	瀧口 圭史
主 任	吉田 潤
主 事	須貝 祐太

## 会議に付議した事項

### 1. 提出議題

報第1号 非農地証明の報告について

議第1号 農地法第18条第1項第2号該当による同条第6項の通知について

議第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議第4号 農用地利用集積計画について

議第5号 農作業標準賃金等の策定について

議第6号 農地賃借料情報について

### 2. その他

令和元年業務報告について

令和2年基本目標（案）について

農業委員会の法令遵守の申合せ決議について

開 会 午前9時30分

目崎補佐

おはようございます。

ただいまから第30回米沢市農業委員会定例総会を開会いたします。

初めに、「農業委員会憲章」の唱和でございますが、11番 高橋秀治委員のご発声をお願いいたします。

(唱和)

ありがとうございました。

次に、伊藤会長よりご挨拶をお願いいたします。

会 長

皆さん、おはようございます。

お正月も終わって、きょうは小正月ということで、ところによってはさいと焼き、どんど焼き等も行われるところもあるし、12日とか13日に終わらせた地区もあったようですが、そういったことは全て農業、稲作文化から来ていることだと思いますので、そういった行事については長く残してもらいたいものだなと思っているところであります。

この間、六郷地区では雪中田植えというのを毎年やっているわけなんですけど、ことしは雪がないので、畳2畳ぐらい雪を持ってきて、その上で雪中田植えをやっていたようであります。毎年だけれども、六郷さんは地区においては継続しているということで、大したものだなと思います。佐久間委員も参加しておられたようです。

雪がないということで、本当にスキー大会のほうも、県のスキー大会とか県のインターハイ予選とかそういったものが蔵王でできなくて、天元台で今行われているということでもあります。そういったことで、天元台はすごく混んでいたということで、この間の日曜日にうちの孫たちも行ってきたんだけど、今までになく混んでいたということで、ロープウエーもかなり昔みたいに並ばなきゃいけないなんていう話をしていたわけで、そういったことで天元台では大変なにぎわいですが、我々にとってはことし山にも雪が降らないということで、ことしの夏の水、用水不足等が大変心配されるわけではありますが、これからぜひ適当に降ってもらわないと、なかなか米沢の経済もいいあんばいに回らないということでもありますので、期待するところであります。

きょうはいろいろ事業等ございますのでよろしくお願ひしたいと思いますが、午後からは農地中間管理事業の話し合いということで、支援センターから四、五名の方がおみえになって、米沢市農業委員会といろいろ話し合い、要望等を聞きたいということでもありますので、私と職務代理とブロック長の皆さんに出席していただく予定になっておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

きょうはさっき言ったようにさまざまございますので、総会へのご協力、よろしくお願ひしたいと思ひます。きょうはお忙しい中ありがとうございました。ありがとうございました。

目崎補佐

それでは議事に移りますが、総会の議長は米沢市農業委員会会議規則第4条の規定によりまして会長が務めることになっておりますので、会長、よろしくお願ひいたします。

議長

それでは、私のほうで議事の進行をさせていただきます。

米沢市農業委員会会議規則第3条の規定による本日の欠席通告委員はありませんので、全員出席であります。よって、本日開催の米沢市農業委員会第30回定例総会は成立いたしました。

今回の議事録署名委員には、9番 上村貞義委員、10番 古畑功一委員を指名いたします。

それでは、早速審議に入りますが、議案の訂正や議事運営について事務局からありますか。

目崎補佐

(挙手)

議長

目崎補佐。

目崎補佐

議案の訂正はございませんので、よろしくお願ひいたします。

議長

ありませんので、議事を進めます。

初めに、報第1号 非農地証明の報告について、を議題といたします。議案の内容について、事務局の説明を求めます。

瀧口主査

(挙手)

議長

瀧口主査。

瀧口主査

報第1号 非農地証明の報告について。下記の土地について、農地及び採草放牧地のいずれでもないことを証明しましたので報告します。

受理番号27号から31号の5件で、地目、田2筆 422.00㎡、畑4筆 544.00㎡、合計6筆 966.00㎡です。

受理番号27号 申請人 ○○○○、所有者も同一であります。土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。田から宅地への転用です。転用年月日は平成3年1月ごろです。申請理由は、平成3年1月ごろに小屋を建設し、現在も宅地として利用しているためです。

受理番号28号 申請人 ○○○○、所有者も同一であります。土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。畑から宅地への転用です。転用年月日は昭和53年ごろです。申請理由は、昭和53年ごろに車庫を建設し、現在も宅地として利用しているためです。

受理番号29号 申請人 ○○○○、所有者も同一であります。土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。田から宅地への転用です。転用年月

日は昭和50年ごろです。申請理由は、昭和50年ごろより資材置場にしており、平成12年には建物を建設し、現在も宅地として利用しているためです。

受理番号30号 申請人 ○○○○、所有者も同一であります。土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。畑から宅地への転用です。転用年月日は昭和50年10月ごろです。申請理由は、昭和50年10月ごろにガス庫、昭和52年7月ごろに倉庫を建設し、現在も宅地として利用しているためです。

受理番号31号 申請人 ○○○○、所有者も同一であります。土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。畑から宅地への転用です。転用年月日は昭和58年ごろです。申請理由は、昭和58年ごろに建物を建設し、現在も宅地として利用しているためです。

以上、よろしく申し上げます。

議 長  
全 委 員  
議 長

ただいまの説明について、意見並びに質問はありませんか。

なし。

ないので、報告事案でもありますので、以上で報第1号 非農地証明の報告について、を終わります。

続いて、議第1号 農地法第18条第1項第2号該当による同条第6項の通知について、を議題といたします。受理番号27号から34号までを上程いたします。議案の内容について、事務局の説明を求めます。

永峯主査  
議 長  
永峯主査

(挙手)

永峯主査。

議第1号 農地法第18条第1項第2号該当による同条第6項の通知について。農地の賃貸借の合意による解約が成立したと下記のとおり通知がありましたので、その確認を得るため委員会に付議いたします。

受理番号27号から34号の計8件です。申請人及び土地の表示等については記載のとおりです。申請のありました筆数及び地積は田31筆 15,773.00㎡、畑40筆 11,905.00㎡、合計71筆 27,678.00㎡です。

受理番号27号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

受理番号28号 貸人 ○○○○ 外1名、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

受理番号29号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

受理番号30号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

受理番号31号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につ

きましては記載のとおりです。

受理番号32号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

受理番号33号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

受理番号34号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

以上、ご審議よろしくお願ひいたします。

議 長 　　ただいまの説明について、意見並びに質問はありませんか。

全 委 員 　　なし。

議 長 　　ないので、議第1号 農地法第18条第1項第2号該当による同条第6項の通知について、議案書のとおり確認することに異議ありませんか。

全 委 員 　　異議なし。

議 長 　　異議がないので、議第1号 農地法第18条第1項第2号該当による同条第6項の通知について、議案書のとおりであることを確認いたしました。

次に、議第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、を議題といたします。

1 2 番 　　(菅野英一郎委員 挙手)

議 長 　　12番。

1 2 番 　　私の案件がありますので、退席いたします。

　　(菅野英一郎委員 退室)

議 長 　　それでは、先に受理番号73号を上程いたします。議案の内容について、事務局の説明を求めます。

永峯主査 　　(挙手)

議 長 　　永峯主査。

永峯主査 　　議第2号 農地法第3条第1項の規定による許可について、のうち受理番号73号について、下記農地について、農地法第3条第1項の許可申請がありましたので、その可否を求めため委員会に付議いたします。

受理番号73号の1件です。申請人及び土地の表示等については記載のとおりです。申請のありました筆数及び地積は畑のみ2筆 343.00㎡、よって合計も同様でございます。

受理番号73号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は高齢化による経営縮小のための売買です。

以上、ご審議よろしくお願ひいたします。

議 長 　　この件について調査された委員は、調査結果を報告してください。

1 4 番 (高橋祐弘委員 挙手)

議 長 1 4 番。

1 4 番 1 4 番 高橋です。

受理番号73号について調査結果をご報告申し上げます。

農地を売買する申請でございます。申請人、地番、地目、面積は議案書記載のとおりでございます。調査は1月4日に、菅野委員とお話しました。渡人の〇〇〇〇さんですが、今△△△△にお住まいで菅野委員と同じく△△△△に6年前ころまでお住まいになっていたということで、その畑があり、それを売買ということで、菅野委員に買ってもらいたいということでの申請でございます。場所は、〇〇さんの自宅の市道を挟んで斜め向かいに少し残っている畑でございます。現在は休耕になっている状態でございますが、菅野委員にお聞きしたところ、有効利用をしたいということでございますので、何ら問題ないと思われまますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

議 長 それでは、ただいまの受理番号73号について、意見並びに質問はありませんか。

全 委 員 なし。

議 長 ないので、受理番号73号について、許可することに異議ありませんか。

全 委 員 異議なし。

議 長 異議がないので、議第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、の受理番号73号は議案書のとおり許可することにいたしました。

(菅野英一郎委員 入室)

それでは、ただいまの受理番号73号を除く受理番号68号から72号までを上程いたします。議案の内容について、事務局の説明を求めます。

永峯主査 (挙手)

議 長 永峯主査。

永峯主査 議第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について。下記農地について、農地法第3条第1項の許可申請がありましたので、その可否を求めするため委員会に付議いたします。

受理番号73号を除く68号から72号の計5件です。申請人及び土地の表示等については記載のとおりです。申請のありました筆数及び地積は田13筆 6, 299.50㎡、畑16筆 2, 752.80㎡、合計29筆 9, 052.30㎡です。

受理番号68号 貸人 〇〇〇〇、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は高齢化による経営縮小のための賃貸借です。



受理番号69号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による賃貸借です。

受理番号70号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は高齢化による経営縮小のための売買です。

受理番号71号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による売買です。

受理番号72号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による売買です。

以上、ご審議よろしくお願いたします。

議 長  
1 5 番  
議 長  
1 5 番

この件について調査された委員は、調査結果を報告してください。

(大橋久芳委員 挙手)

15番。

15番 大橋です。

私のほうから、68号、69号をご説明申し上げます。両方とも賃貸借による貸し借りでございます。地番、地積はごらんのとおりでございますのでよろしくお願いたします。

まず、68号についてご説明申し上げます。

○○○○さんのお宅に伺って話を聞いてまいりました。住所は△△になっており、この地番のところにおととしなのかな、住まいがありまして、息子さんの家の近くに引っ越しなされたとのこと。高齢により規模縮小したいということでの申請でございました。借人の△△△△さんは○○のほうに2年前ですか、新規就農で来られた方で、特に問題ないと思われまので、許可相当と判断しております。

69号については、○○○○さんのほうに話を伺ってまいりました。解約のほうで先ほど出てきましたが、その方と同一でございますが、解約分の代替地として、今回は田んぼのほうを新たに賃借したいということでございます。特に問題ございませんので、許可相当と判断してまいりました。

よろしくお願いたします。

議 長  
1 4 番  
議 長  
1 4 番

70号。

(高橋祐弘委員 挙手)

14番。

14番 高橋です。

受理番号70号についてご説明申し上げます。

農地を売買する申請でございます。地番、地積等議案書記載のとおりでございまして、先ほどの73号の渡人の△△△△さんが同じ人でありまして、その

畑の部分、点在している畑を今回〇〇〇〇さんに売買して作ってもらうということで、〇〇の△△と電話になりましたがお話を聞きまして、そういったことで有効利用して飼料作物等を作っていきたいというお話でしたので、何ら問題ないと思われまますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

議 長

71号。

12番

(菅野英一郎委員 挙手)

議 長

12番。

12番

71号、これも同じく〇〇〇〇さんの件でございます。

△△さん、〇〇〇〇さん、まずは〇〇〇〇さんの社長とお話し合いをしてきてまして、△△△△の周辺を結構購入してございまして、その△△さんの分だけが残っていたもので、それも購入してほしいと△△さんからの要望での売買でございます。何ら問題ないと思ひますので、よろしくお願ひします。

議 長

72号。

7番

(高橋信夫委員 挙手)

議 長

7番。

7番

7番 高橋です。

72号について調査結果を報告いたします。

農地を売買する申請です。渡人、受人、地番、地目、面積は議案書記載のとおりです。調査は12月29日午前中に、〇〇さんにお会いして話を聞いてまいりました。申請地は△△△△になります。この土地は、昨年まで前の議案で解約になった別人の方に作ってもらっていました。今回、この〇〇さんも後継者がいないことから農地を全て手放したいということで、〇〇〇〇さんを買ってもらうことになりました。〇〇〇〇さんは、もう既にこの土地の脇も耕作しており、効率的な利用ができると思われまます。申請地を買うことで他の近隣農地の農作業の効率化等に支障を及ぼすおそれもなく、何ら問題ないと思われまます。よろしくお願ひします。

議 長

それでは、ただいまの受理番号68号から72号について、意見並びに質問はありませんか。

全 委 員

なし。

議 長

ないので、受理番号68号から72号について、許可することに異議ありませんか。

全 委 員

異議なし。

議 長

異議がないので、議第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、受理番号68号から72号は議案書のとおり許可することにいたしました。

次に、議第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、を議題といたします。受理番号40号から42号までを上程いたします。議案の内容について、事務局の説明を求めます。

瀧口主査  
議長  
瀧口主査

(挙手)

瀧口主査。

議第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について。農地法第5条第1項の規定による売買または賃貸借等による農地の転用申請について、受理番号40号から42号の計3件で、地目、田34筆 18,957.99㎡、畑5筆 2,362.00㎡、合計39筆 21,319.99㎡です。

受理番号40号 渡人 ○○○○、受人 △△△△ 外1名、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は一般住宅の建設です。こちらは3種農地で、都市計画法の用途地域内です。

受理番号41号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は宅地分譲(4区画)です。こちらは3種農地で、都市計画法の用途地域内です。

受理番号42号 渡人 ○○○○ 外8名、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は太陽光発電施設の設置です。こちらは3種農地で、都市計画法の用途地域内です。

以上、ご審議よろしく申し上げます。

議長  
7番  
議長  
7番

この件について調査された委員は、調査結果について説明をお願いします。

(高橋信夫委員 挙手)

7番。

7番 高橋です。

40号について調査結果を報告いたします。

売買により申請地へ一般住宅を建設するための申請です。申請人、土地の表示等は議案書記載のとおりであります。また3種農地に位置しております。申請地は○○○○、△△△△から東にちょっと入ったところに位置しております。現地調査は12月28日確認してまいりました。また、代理人であります行政書士の○○さんにお会いしてお話を伺ってまいりました。申請地の周りにはもう農地等もなく、また事前着工等もありませんでした。何ら問題ないと思われまます。よろしく申し上げます。

議長  
2番  
議長  
2番

41号。

(小関善隆委員 挙手)

2番。

2番 小関です。

41号についてご説明を申し上げます。

渡人の〇〇さんが受人の△△△△に所有権を移転して宅地分譲するという内容でございます。場所については、一番右手のところは〇〇〇〇になります。左手のほうずっと国道が走っておりまして、その中間、3種農地に該当しております。下のほうにアパートがありますけれども、その上のほうについてはおととしと去年で宅地分譲して、今は住宅が建っております。ほとんど4月に埋め立てして、年内中に全部建てるということで、10戸ほどずつ、すぐ1年間で建ってしまったような場所です。その奥でありまして、ここも同じ△△△△が、宅地分譲したいということであります。隣、〇〇さんとの間は全部、今現在休耕田となったような場所でありまして、その一部といいますか、それを今回は転用したいということでありますので、現地を見ましたけれども何ら問題はないと。事前着工もありませんでしたので、問題ないと思われま。よろしくお願ひします。

議 長  
9 番  
議 長  
9 番

42号。

(上村貞義委員 挙手)

9番。

9番 上村です。

42号の調査結果を報告いたします。

この案件は、〇〇〇〇に太陽光発電所を建設するための農地転用の申請です。△△に本社のある△△△△という会社と、〇〇〇〇さん外8名とありますが、これ地権者の方であります。ほとんどは△△在住なんですが、△△△△さんと地権者の間で太陽光発電所の建設の大体の合意ができましたので、このたびの転用申請に至りました。面積がちょっと大きいので、調査のほうも現地調査は昨年末、あと聞き取りのほうは今年に入ってから7日に地権者の方2名ほど、あと8日に申請代理人の〇〇行政書士に話を伺いまして調査しました。まず場所なんですが、この地図でよくわかるでしょうか。県道の△△△△に行く道路があるんですが、その街道沿いにずっと住宅が建っています。その裏側といいますか東側と、地図の下のほう、下のほうはもう〇〇です。山と住宅地の間の農地をこのたび転用するというので、地権者の話なんかですと田んぼなんかの区画も大変小さくて、作業道なんかもろくにないというような、そこにある地権者が十数名おりまして、とても効率的な農業はできないということもありまして、以前から休耕している状態です。それに加えて、耕作者なんかもどんどん高齢化が進みまして後継者もないと。そういうわけで、農業に対する意欲というのが低いと。そういうことで、遊休化が進んでいる農地ということ。最近では〇〇の近くということもありまして、イノシシとか猿とか、年によっては熊なんかの有害鳥獣も出ています。そういったことで、地権者の方も何とかここを、農業に限らず農業以外でも有効活用したいもんだという話が

ありまして、たまたま太陽光発電の△△△△さんと話がまとまりまして、地権者もほとんどの方が合意を得ているというかまとまりまして、今回の申請に至りました。△△△△さんのほうは、太陽光発電の業界では堅実な会社さんだそうで、去年の夏の間からこの県道沿いの住民の方一軒一軒に挨拶しまして、事業の概要なんかを説明したりして了解をとったり、〇〇自治会会長の方の承認も得ているということでありましたので、許可になれば事業が進んでいくものと思われまます。事業に当たっては、例えば雨水の管理なんかは外周にちょっとした土塁のようなものといえますか、そういったものを作って流れ出ないようにとか、あと安全面では、周りにフェンスをめぐるすということで、十分周辺、周囲にも気を使って工事を進めるという計画でありますので、3種農地ということもありますので、私は許可相当と判断してきました。よろしくご審議ください。

議 長            それでは、ただいまの受理番号40号から42号について、意見並びに質問はありませんか。

6 番            (二宮啓一委員 挙手)

議 長            6番。

6 番            6番 二宮です。

今説明をお伺いしましたが、この排水というのはどこに流れる予定でありますか。

9 番            (上村貞義委員 挙手)

議 長            9番。

9 番            排水というか、雨水のことでしょうか。

6 番            はい。雨水排水。

9 番            基本的には浸透だそうです。浸透といえますか、降った雨が自然に浸透していくと。それ以上に雨が降ってあふれるような、あふれるようなといえますか流れ出るような場合は、先ほどお話ししたように周りに土塁のようなもの、堤防のミニ版というんでしょうか、ああいったものをずっと周りに建設するということでしたので、十分その辺も考えていますが、周辺の水なんか流れないように注意して工事を進めるということでもあります。

議 長            二宮委員、よろしいですか。

6 番            はい。ちょっと事例を紹介しますと、〇〇の△△△△というのが似たような規模であるんですけども、これの雨水排水対策で我々土地改良区としては10年間苦勞いたしました。ただ雨はばらばらと降るだけけれども、この太陽光のパネルの上に雨が降ると固まりとなって流れて、想像以上の流れが出てくるんです。その辺も考慮しながら進めてほしいものだと思います。

以上です。

- 議 長 事務局、何かございますか。大丈夫ですか。
- 相田主査 (挙手)
- 議 長 相田主査。
- 相田主査 雨水の対策等については、上村委員からもご報告いただいたとおりです。代理人の〇〇行政書士さんのほうにも何回か、申請まで3回、4回事務局のほうにおいでいただいて、二、三カ月かけて申請をいただいたところであります。雨水についても、その都度お伺いしている内容ですと、自然に地下浸透を想定してというお話でした。基本的には水路等に流れる排水を考えてはいないと。規模的に大分大きな施設ですので、問題といたしますかあふれることのないようにというお話をさせていただいて、△△△△さんのほうも各地で結構大きな発電施設をお作りになられているというお話をいただいています、実績等もあるということでございました。上村委員からもご説明がありましたが、周囲に土塁といたしますか、少し盛り土といたしますか、そういった形をフェンスとともにめぐらせまして、ある程度まとまった雨が降った場合、地下浸透の追いつかない場合は、そちらのところで少しためておくというような形で徐々に浸透させるような対策をとるといった形の今回の申請でございました。許可の際に、委員会のほうで雨水排水について十分配慮するよというお話が出たという形で申請代理人のほうにお話をして問題ないようにしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。
- 議 長 では、そういったことで、十分に注意をしていただくということでございますが、ここに排水路とか何かというのは、上村委員、何かありますか。
- 9 番 (上村貞義委員 挙手)
- 議 長 9番。
- 9 番 以前は田んぼでありましたので、当然用排水といたしますかそういったことであったとは思いますが、休耕しているうちに、田なのか排水路なのか、どこがどうなのか、隣の境がどこら辺だっけかなみたいなのところもありますし、そういったことで排水路があるといえはるんでしょうけれども、ここを工事するに当たってはそういった排水路は考えにくいと。やっぱり今の計画のように自然の地下浸透と、あと周囲の盛り土といたしますかそういったもので対応するという計画だと思いますので、その辺の排水といたしますか排水路があるのかというご質問に対しては、昔はあったんですが今は用をなさないといえますか、それはそれでちゃんと官地なりそういったことでは残っているとは思いますが。
- 議 長 その土どめというか、周りにそういった畦畔のようなものを高く作って、外に流れないようにしてやるということによろしいでしょうか。
- そのほかございませんか。

全委員 なし。

議長 ないので、受理番号40号から42号について、許可することに異議ありませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議がないので、議第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、は議案書のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議第4号 農用地利用集積計画について、を議題といたします。

2番 (小関善隆委員 挙手)

議長 2番。

2番 私の案件がございますので、退席させていただきます。

(小関善隆委員 退室)

議長 それでは、先に受理番号16号を上程いたします。議案の内容について、事務局の説明を求めます。

須貝主事 (挙手)

議長 須貝主事。

須貝主事 議第4号 農用地利用集積計画について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により委員会に付議いたします。

受理番号16号の1件です。申請人及び土地の表示等については記載のとおりです。申請のありました筆数及び地積は、田のみ2筆 5,755.00㎡です。合計も同様です。

受理番号16号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による賃貸借権の再設定です。

なお、本件については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えられます。

以上、ご審議よろしくお願いたします。

議長 ただいまの説明について、意見並びに質問はありませんか。

全委員 なし。

議長 ないので、受理番号16号について、議案書のとおり米沢市が計画書を作成することに異議ありませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議がないので、議第4号 農用地利用集積計画について、の受理番号16号について、議案書のとおり米沢市が計画書を作成することに決定いたしました。

小関委員、入ってください。

(小関善隆委員 入室)

議長 それでは、先の受理番号16号を除く受理番号1号から15号を上程いたし

須貝主事  
議 長  
須貝主事

ます。議案の内容について、事務局の説明を求めます。

(挙手)

須貝主事。

議第4号 農用地利用集積計画について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により委員会に付議いたします。

受理番号16号を除く受理番号1号から15号の計15件です。内訳は、所有権移転が4件、新規の貸借権の設定が3件、貸借権の再設定が8件です。申請人及び土地の表示等については記載のとおりです。申請のありました筆数及び地積は、田58筆 115, 317.00㎡、畑25筆 6, 459.00㎡、合計83筆 121, 776.00㎡です。

受理番号1号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による売買です。

受理番号2号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による売買です。

受理番号3号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による売買です。

受理番号4号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による売買です。

受理番号5号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による賃貸借権移転です。

受理番号6号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による新規の賃貸借権設定です。

受理番号7号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による新規の賃貸借権設定です。

受理番号8号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による賃貸借権の再設定です。

受理番号9号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による賃貸借権の再設定です。

受理番号10号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による賃貸借権の再設定です。

受理番号11号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による賃貸借権の再設定です。

受理番号12号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による賃貸借権の再設定です。

受理番号13号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による賃貸借権の再設定です。



受理番号14号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による賃貸借権の再設定です。

受理番号15号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による賃貸借権の再設定です。

なお、本件については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えられます。

以上、ご審議よろしくお願いたします。

議 長 　　ただいまの説明について、意見並びに質問はありませんか。

全 委 員 　　なし。

議 長 　　ないので、受理番号16号を除く受理番号1号から15号について、議案書のとおり米沢市が計画書を作成することに異議ありませんか。

全 委 員 　　異議なし。

議 長 　　異議がないので、議第4号 農用地利用集積計画について、受理番号16号を除く受理番号1号から15号について、議案書のとおり米沢市が計画書を作成することに決定いたしました。

次に、議第5号 農作業標準賃金等の策定について、を議題といたします。

なお、本件については、先日のブロック協議会においてブロックごとに検討がなされておりますので、事務局からの議案の説明の後に、第1ブロックから順に検討結果について代表者から報告をいただき、その後、協議会を開催して協議を行いたいと思いますが、ご異議等ありませんか。

全 委 員 　　異議なし。

議 長 　　異議がないので、そのように進めます。

議第5号について、事務局の説明を求めます。

吉田主任 　　(挙手)

議 長 　　吉田主任。

吉田主任 　　議第5号 農作業標準賃金等の策定について。令和2年度米沢市標準農作業賃金・機械利用料の金額のご審議をお願いします。

作業内容は記載のとおりです。

なお、表にあります試算の欄につきましては、置農委で協議の結果決定された金額となっております。

ご審議のほどよろしくお願いたします。

議 長 　　それでは、第1ブロックから順に報告をお願いいたします。

第1ブロック、高橋委員。

1 4 番 　　(高橋祐弘委員 挙手)

議 長 　　14番。

1 4 番 　　14番 高橋です。

第1ブロックの検討結果ということでお話し申し上げたいと思います。

一般作業、田植・稲刈作業ということで、労賃ですが、今全国的にも最低賃金等の問題ということで挙がっておりますとおり、6,700円に200円ぐらいプラスした6,900円で一般作業のほう、置農委管内共通の賃金と同じではどうかということで話になりました。田植・稲刈作業のほうは7,000円ということで、これも200円アップということで話し合いになりました。

そして、あと果樹のほうですが、第1ブロックの委員の方々に果樹農家の方がいませんので、剪定とかそういった作業の労力とかひどさというのは余りわからないということで、この辺は果樹を作っている農家の方とか、委員の方で果樹を作っている上村委員とかその辺にお聞きしてからということで、前年同様の作業単価ということで挙げてはきたんですが、剪定のほうだけ前年と同じく10,000円としたんですが、その辺果樹をなさっている上村委員のほうの意見を参考にしたいということでの話し合いになりました。

あと、いろいろ機械等の利用料ですが、前年同様の消費税込みの値段ということで、前年同様でよいのではないかという話になりました。

以上でございます。

議 長  
7 番  
議 長  
7 番

第2ブロック、高橋信夫委員。

(高橋信夫委員 挙手)

7番。

7番 高橋です。

第2ブロックの検討結果を報告いたします。

まず、最初に標準農作業賃金ですが、ここ3年間、平成29年度、平成30年度、令和元年度と同じ値段で推移しております。それで、今回置農委の試算で200円上がっているということですから、全てにおいてこれに準じて200円上げたらいいのではないかということに決まりました。全て200円増です。

それから、次の機械利用料ですが、これは昨年同様全て同じでいいんじゃないかということで決まりました。

以上です。

議 長  
1 5 番  
議 長  
1 5 番

第3ブロック、大橋委員。

(大橋久芳委員 挙手)

15番。

第3ブロックで話した結果ですが、第1ブロックとほとんど同じような考え方になりました。

賃金のほうは、この剪定の賃金がちょっとほかから見て高いということで、これは果樹農家の方の意見を参考にしてからということで、ほかは200円ずつアップという話になりました。

そして、機械の利用料ですが、コンバインの単価がちょっと置農委とは離れていますが、今回はこちらの米沢市の機械利用料の今までの料金と同じでいいのではないかということになりました。

議 長

ありがとうございました。

以上で、各ブロックからの報告が終わりましたので、定例総会を暫時休止し、ただいまより協議会にて、農作業標準賃金等の策定について、の協議をいたします。

(協議会)

議 長

それでは、協議会を閉じて、ただいまから定例総会を再開します。

(総会)

議 長

先の協議会で決定した内容について、事務局より報告をお願いします。

吉田主任

(挙手)

議 長

吉田主任。

吉田主任

協議の結果、令和2年度決定額、一般作業6,900円、田植及び稲刈作業7,000円、果樹剪定10,000円、果樹一般作業6,900円、果樹収穫6,900円。

機械利用料につきましては、前年と同額となっております。

以上になります。

議 長

ただいま事務局から協議会で決定された内容について報告されたわけですが、皆さんよろしいですか。

全 委 員

はい。

議 長

それでは、議第6号 農地賃借料情報について、を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

吉田主任

(挙手)

議 長

吉田主任。

吉田主任

議第6号 農地賃借料情報について。平成31年1月1日から令和元年12月末日までに締結された貸借における賃借料は記載のとおりです。

なお、賃借料の水準を算出するに当たり、特殊な取引とみなされるデータは除いております。またC地域につきましては、前年度同様、取引が少ないため公表いたしません。

ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長

では、これも第1から第3ブロックまでの代表者にブロックでの話し合いの状況を話していただきたいと思います。

第1ブロックからお願いします。

1 4 番 (高橋祐弘委員 挙手)

議 長 1 4 番。

1 4 番 1 4 番 高橋です。

それでは、第1ブロックの農地の賃借料情報についての話し合いの結果ということで、全委員から、このとおりの賃借料情報でよいという結果でございました。

前年の農業者との意見交換会の折に、ある農業者の方から、この土地改良費の件とかそういった点ではっきりしたほうがいいのではないかというある農業者の方がいらっしゃいましたが、お互い話し合って決めてくださいということなのでよろしくをお願いしますということで、そのときは納得したようでしたので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議 長 第2ブロックお願いします。

7 番 (高橋信夫委員 挙手)

議 長 7 番。

7 番 7 番 高橋です。

第2ブロックの協議内容ですが、例年同様、これは真実のデータを公開しているだけですので、このままでいいということで決まりました。よろしくお願ひします。

議 長 第3ブロック。

1 5 番 (大橋久芳委員 挙手)

議 長 1 5 番。

1 5 番 第3ブロックでも、この結果のとおりでいいのではないかと。なかなか難しい、いろいろ話すと長い事情がありますが、このデータのとおりということで了解いただきました。

議 長 それでは、各ブロックから報告がありました、皆さんのほうから何かありませんか。

(協議会)

(総会)

議 長 それでは、協議会を閉じ、ただいまから定例総会を再開いたします。

先の協議会にて決定した内容について、事務局より報告をお願いします。

吉田主任 (挙手)

議 長 吉田主任。

吉田主任 議第6号 農地賃借料情報について。内容は記載のとおりです。

決定した金額を申し上げます。A地域12,843円、最高額25,000円、最低額5,000円、データ数697筆。B地域、平均額10,484円、

最高額15,000円、最低額5,000円、データ数31筆。C地域は記載  
ございません。D地域の契約の実績はございません。

以上になります。

議長 それでは、議第6号 農地賃借料情報について、ただいまの事務局の報告の  
とおり決定することに異議ありませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議がないので、議第6号 農地賃借料情報について、は事務局の報告のと  
おり決定いたしました。

以上で、1の提出議題の審議は終了いたしました。

続いて、2のその他に移ります。

1番目の令和元年業務報告について、2番目の令和2年基本目標（案）につ  
いて、はいずれも来月開催の定期総会へ上程が予定されている議案の内容の承認  
となり、関連もありますので、一括して事務局へ内容の説明を求めた後に、  
先日のブロック協議会での検討結果を各代表者から報告をいただき、その後、  
協議会を開催して、協議の調整の上、採決を行いたいと思いますが、異議ござ  
いませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議がないので、そのように進めます。

それでは、1番目の令和元年業務報告について、及び2番目の令和2年基本  
目標（案）について、の説明を事務局に求めます。

目崎補佐 （挙手）

議長 目崎補佐。

目崎補佐 令和元年業務報告及び令和2年基本目標（案）については、別紙でお配りし  
たとおりでございますので、ご審議方よろしくお願ひします。

なお、配付後に事務局のほうで検討した結果、少し訂正をお願いしたいとこ  
ろがございますので、よろしくお願ひいたします。

まず、業務報告の3ページの2番、農業政策及び地域農政の推進活動の(3)  
農地流動化促進事業の推進についてでございますが、1行目、「米沢市農業委  
員会単独で実施する」までですが、これ最初、農林課からの委任事務で始まっ  
た事業で、この農業委員会単独実施するというのはなかなかなじまない表現だ  
という事務局内での検討結果でございますので、この「米沢市農業委員会単  
独で実施する」を削除方お願ひいたします。「米沢市農業委員会単独で実施する」  
までを削除していただいて、「本事業は」から文章が始まるということでお願  
ひいたします。

これに関連いたしまして、基本目標の3ページでございます。

(3) 米沢市農地流動化促進事業の推進について、の1行目、同様の内容で

「本市単独で実施する同」まで削除で、ここに「本」とつけていただきまして、「本事業は」から始まる文章へ訂正方お願いいたします。

以上、ご審議よろしくをお願いいたします。

議長 それでは、1番目の令和元年業務報告について、及び2番目の令和2年基本目標（案）について、はただいまの事務局の報告のとおり、協議会での協議を行いたいと思います。

（協議会）

（総会）

議長 それでは、協議会を閉じ、ただいまから定例総会を再開します。ただいまの協議会において協議・調整した内容について、事務局より報告をお願いいたします。

目崎補佐 （挙手）

議長 目崎補佐。

目崎補佐

まず、業務報告でございますが、経過の概要につきましては、園芸のやまがた紅王の「500円玉台」のダイの字です。これを「大」というのに直します。あと内容についても、今ご意見いただいた内容で再度検討いたしまして、会長と職務代理と協議したいと考えております。3ページの2番の（1）認定農業者の育成対策、6行目ですね、「一昨年」を「平成30年度」に修正いたします。あと、（2）農地流動化対策で、さっき申し上げるのを忘れてましたが、2行目の文末のほうですね、「中間管理事業」がこれ正式名称になっておりませんので、「農地中間管理事業」と修正をしたいと考えております。（3）については、先ほど申し上げたとおりでございます。あとは10ページの8「女性農業委員活動」、「女性の農業委員活動」と訂正をいたします。8番のタイトルと3月6日のシンポジウム、8月20日の置農委の連絡協議会、22日の北海道・東北ブロックを「女性の農業委員」と訂正をいたします。

基本目標（案）に移りましてよろしいでしょうか。基本方針につきましても、いただいたご意見で内容を修正したいと考えて思っております。3ページの（3）流動化促進事業については、先ほど申し上げたとおりでございます。5ページの（5）「女性農業委員活動」についても、「の」を入れて「女性の農業委員活動」に修正したいと考えております。

以上でよろしいでしょうか。（「はい」の声あり）足りないことがあればよろしくをお願いいたします。

議長 方針の4ページの「農地情報公開システムフェーズ2の活用に努めていく」というところ、「努めて」じゃなくて「行って」いくとか、はっきりしたほうがいいんじゃないかという話もあったんだけど、その辺は。

16番 中途半端な表現だよな、努めていくというのは。フェーズ2もあるけれども。

4 ページの 4 番、農地台帳システム整備の強化というところの、努めていくじやなくて。

議 長  
1 6 番

「活用していく」という、簡単でいいですよ。

これ「努めていく」、なくしたほうがいい。「活用していく」と。中途半端だよな。

目崎補佐  
議 長  
目崎補佐

(挙手)

目崎補佐。

フェーズ 2 というのは、国で作った農家台帳です。そして、皆さん窓口でいつも使っているいろいろな手続しているのが市の独自のシステムで、本来であればこの国のシステムに移行しなくちゃいけないんですけども、なかなかちょっと課題があって移行できなくて今いるものですから、それがことしじゅうにスムーズに移行できて使えるかというとなかなか……。 (「使えない」の声あり) なので、このような柔らかい表現で書いているところがございます。

須貝主事  
議 長  
須貝主事

(挙手)

須貝主事。

補足させていただきます。今独自で利用しているシステムは、業者と契約しているシステムなのですが、農地情報公開システムに移行するに当たり、課題が何点かございます。

1 点目が、現行米沢市で使っている農家台帳システムから出る議案書と農地情報公開システムから出る議案書の形式が違っております。なので、今までの議案書と新しい議案書を皆様にご提示して、今後総会をどう進めていくか検討していく必要があります。それがまず第 1 点。

第 2 点目としましては、外字の関係がございます。「高」と普通の「高」というようにパソコンごとに、外字の変換がうまくいかないというのが事象としてございます。今農家台帳システムとして使っているパソコンと、業務用で使っているパソコンのメーカーが違うので、外字がうまく変換がかからないという、こういう問題もございます。なので、例えば名前に旧字体を使っていられる方の名前がうまく表示されないこともあり、その辺の問題もクリアしないといけないというのがございます。

そのほかにも様々な課題等がありますが、移行するにあたり、農家台帳システムを数年間規模は縮小になりますが残した状態で全国農業システムと、2 台で並行して利用し、最終的に農地情報公開システムに完全に移行するという形が、今考えている流れとなります。一応、予算は来年度に上げてはおりますが、今後並行して利用する中で、新たな課題が発生し、完全に移行できるかどうか今のところ不透明ですので、このような「努めていく」という形で表現を濁しておりますので、そこはご理解いただきたいと思っております。

- 16番議長 (山王堂民榮委員 挙手)  
16番 16番。今の話だと、業者が関係しているということで、その予算が農業委員会に来たよりもっと有意義な農業委員会ができるんじゃないかなと思って、そういう外注に出さないでもできるようなソフトがいっぱいあるんだから、それになるべく早くしてもらって、外に金出さないで、米沢市は米沢市でやるようなやり方でぜひやってください。
- 議長 随分難しい話になってきましたが、この4番の整備の強化という部分で、この一番下の「活用に努めていく」という文章でじゃあいいということですね。活用できるかできないかはわからないけれども、そっちに移ったほうがいいということだから、努力目標だから「努めていく」という文章でいいということね。
- 全委員議長 はい。  
ではそのように。  
では、そのほかなかったら、1番目の令和元年業務報告及び2番目の令和2年基本目標(案)について、はただいまの事務局の報告どおり、協議会での協議内容を反映し調整した上、定期総会の議案として上程することで承認してもよろしいでしょうか。
- 全委員議長 異議なし。  
異議がないので、その他1番目の令和元年業務報告及び2番目の令和2年基本目標(案)について、は事務局の報告のとおり、協議会での協議内容を反映、調整した上で、定例総会の議案として上程することで承認いたしました。  
続いて、その他3番目、農業委員会の法令遵守の申合せ決議について、に移ります。本件の説明を、事務局に求めます。
- 目崎補佐議長 (挙手)  
目崎補佐。一番最後のページをお開きください。  
目崎補佐 昨年農事相談などでいろいろご報告とかお願いをいたしましたが、全国的にいろいろ不祥事があったものですから、法令遵守の徹底を図るために決議をしていただきたいという内容でございます。  
農業委員、農地利用最適化推進委員は、高い倫理観を持って、法令遵守を徹底するために本案で決議のほうをお願いしたく、ご審議のほうよろしく願いいたします。
- 議長 だだいまの説明について、意見並びに質問はありませんか。  
全委員議長 なし。  
ないで、その他の3番目、農業委員会の法令遵守の申合せ決議について、



議案書のとおり決議することに異議ありませんか。

全 委 員

異議なし。

議 長

異議がないので、その他の3番目、農業委員会の法令遵守の申合せ決議について、議案書のとおり決議いたしました。

以上で、本日の提出議案についての審議は終了いたしました。

その他、皆さんから何かございませんか。

全 委 員

なし。

議 長

ないようですので、以上で本日の第30回米沢市農業委員会定例総会を閉会いたします。

閉 会

午前11時26分

以上、会議の顛末を記載し、相違ないことを認め、ここに署名する。

令和2年1月15日（水）

米沢市農業委員会

議長

伊 藤 精 司

議事録署名委員

上 村 貞 義

議事録署名委員

古 畑 功 一